

・ 議事（3） 函館市の介護予防・日常生活支援総合事業実施方針（案）の変更について

○変更理由

ア 基準緩和型訪問サービスの担い手（資料7）

- ・ 「元気高齢者による生活援助」は介護予防の観点からは有効である。
- ・ しかしながら、介護人材の不足は既に全国的な問題となっており、事業者は少しでも多くの人材を確保しなければ、将来の要介護者の増加に対応できなくなるおそれがある。
- ・ よって、サービスの担い手を高齢者に限定せず、幅広い世代を取り込むことを考慮した。

イ 基準緩和型通所サービス全般（資料8）

変更前の問題点

- ・ 従前に実施方針（案）でお示ししていた基準緩和型は、現行相当と比較し、利用時間・入浴・食事提供に違いがあるが、それ以外は現行相当と同等のサービスである。
- ・ 一方、総合事業におけるサービスの利用対象者は、『要支援者』と『要支援状態になるおそれの高い者』の2種類が混在することとなる。
- ・ このため、『要支援状態になるおそれの高い者』であっても、現行の要支援者と同等のサービスを利用する以外、選択肢がない。

新たなサービスの有効性

- ・ 以上のことから、以前に本市で『要支援状態になるおそれの高い者』を対象に実施していた『通所型介護予防事業』と同等のサービスへ変更したい。
- ・ 『通所型介護予防事業』は、利用対象者の把握に要するコストの高さから、国において新しい総合事業を導入する一因となったものではあるが、サービス内容そのものは利用者の改善割合が大きく、有効なものであると認識している。（利用者の改善割合約40%）
- ・ このように、より軽度者向けのサービスをつくることにより、利用者の状況に応じたきめ細かい対応が可能となる。

○論点

ア 基準緩和型訪問サービスの担い手を高齢者に限定しないこととして良いか

イ 基準緩和型通所サービスを全般的に見直して良いか